

平成20年3月7日(金)

於・農林水産省7階講堂

水産政策審議会

第36回資源管理分科会議事録

水産政策審議会・第36回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成20年3月7日 午後1時00分

閉会 平成20年3月7日 午後1時36分

2. 出席した委員の氏名

委員	奥野 恒太郎	櫻本 和美	須能 邦雄	福島 哲男
	宮原 邦之	森川 良子	安元 杏	

特別委員	市山 亮悦	今村 博展	小川 栄	熊谷 拓治
	島貫 文好	中田 邦彦	能登 博之	濱田 健二
	保田 綱男	山田 邦雄	米田 清	來田 仁成

3. 水産庁側出席者

長尾資源管理部審議官	石川企画課長	木實谷管理課長
内海資源管理推進室長	成子遠洋課長	長谷川国際課長
花房研究指導課長	小田巻漁場資源課長	田辺栽培養殖課長
魚住参事官		

4. 議 事

別紙のとおり

目 次

1 . 開 会	1
1 . 委員の出席状況について	1
1 . 配付資料の確認	1
1 . 議 事	
(諮問事項)	
諮問第137号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第 7項の規定に基づく基本計画の検討等について	2
諮問第138号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます 流し網漁業(太平洋の海域)の公示について	7
諮問第139号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網 漁業の公示について	8
諮問第140号 平成20年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群 の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが 実施すべき人工ふ化放流に関する計画について	9
(報告事項)	
第1種特定海洋生物資源の採捕数量について	11
第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について	12
(その他)	13
1 . 閉 会	14

開 会

木實谷管理課長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第36回資源管理分科会を開催いたします。

委員の出席状況について

木實谷管理課長 初めに、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員8名中7名の方が出席されており定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

配付資料の確認

木實谷管理課長 次に、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

議事次第がございまして、その後に資料一覧がございます。

資料1が資源管理分科会委員の名簿、それから、資料2が「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に関する資料、資料3が「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網の公示について」、資料4が「遠洋底びき網漁業の公示について」、資料5が「20年度のさけ・ますの人工ふ化放流に関する計画について」、資料6が「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、資料7が「第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について」という資料でございます。

それから、資料2につきましては、枝番のつきました資料2-1から2-3までございます。

よろしいでしょうか。何か不足があれば事務局までお申しつけください。

木實谷管理課長 それでは、分科会長、よろしく願い申し上げます。

議 事

(諮問事項)

諮問第137号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の
規定に基づく基本計画の検討等について

櫻本分科会長 どうも年度末のお忙しいところを御参集いただきましてありがとうございます。
います。

早速でございますが、議事に入りたいと思います。

まず、諮問第137号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定
に基づく基本計画の検討等について」、説明をお願いします。

木實谷管理課長 管理課長の木實谷でございます。諮問第137号「海洋生物資源の保存
及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」の御説明
をさせていただきます。お手元の資料2が今回の諮問内容でございます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

19水管第2593号

平成20年3月7日

水産政策審議会

会長 山内 皓平殿

農林水産大臣 若林 正俊

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく
基本計画の検討等について（諮問第137号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の
規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成19年11月12日公
表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第
8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が
得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいの

で、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

今回の諮問におきましては、いずれも平成19年のTACの変更でございます。1つ目が19年のスケトウダラのおホーツク海南部のTACの改定と大臣管理量への追加配分、2点目が19年ズワイガニTACの留保枠から大臣管理量及び知事管理量への追加配分、3点目が19年サバ類TACの留保枠から知事管理量への追加配分、以上の3点について御審議いただくものでございます。順次、説明させていただきます。

まず、19年スケトウダラのおホーツク海南部のTACの改定についてでございます。資料2-1の総括表をごらんいただきたいと思います。

スケトウダラにつきましては、平成19年分については平成19年4月から20年、ことしの3月までが管理の対象期間になっているわけでございます。系群ごとにTACを設定しているわけですが、おホーツク海南部につきましては大臣管理分のみとなっております。今回、この大臣管理分の数量の変更、それに伴います全体数量の変更というものでございます。

おホーツク海南部系群のTAC設定の考え方につきましては、これまでの分科会でも御説明いたしておりますように、根室海峡系群とともに外国水域とのまたがり資源であるということ、そのうちの我が国水域での漁獲の比率が、必ずしも明らかでないということ、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定してきているところでございます。近年の最大の来遊状況にも対応できるという考え方でTACを設定しておりますことから、仮に当初の想定を上回る来遊が見込まれた場合には、期中改定を行うことがあり得るということをごらんいただきたいと思います。

19年の漁獲の状況でございますけれども、資料2-2をごらんいただきたいと思います。

この海域におきましては、19年1月、これは18年漁期の終盤ということになるんですが、水色の線でございます。18年漁期の終盤から、例年になく高い水準での漁獲がございまして、19年漁期、これはグラフではオレンジのラインでございますけれども、これが継続したということで、本年1月末時点での採捕量が2万2,499トンというふうになっております。これは、平成9年のTAC開始以降2番目に高い水準ということでございまして、現行の19年のTACが2万4,000トンでございますので、消化率は94%ということ

になっているわけでございます。

この海域の資源につきましては、ロシア水域とまたがって分布しているということで、資源評価にも限界があるわけでございますけれども、過去20年程度の期間で見た場合、低位減少傾向というふうにされているところでございますが、今漁期の近年になく高い水準の漁獲につきましては、ロシア水域からの群れの来遊によるのではないかと考えられているところでございます。

先ほど触れましたように、この海域のT A Cにつきましては、近年で最大の来遊状況にも対応できるという考え方によりT A Cを設定しているものでございまして、今漁期の漁獲が想定を上回るものと見込まれることから、今回、今漁期の漁獲状況を踏まえた期中改定についてお諮りするものでございます。

具体的数量といたしましては、1月末から例年どおり休漁いたしておりますけれども、1月末までの採捕実績が2万2,499トン、今漁期、残る3月分　この3月ですが　の数量といたしまして、平成9年以降の最大値でございます19年3月に3,301トンを漁獲しておりますので、それを用いまして、合計2万5,800トンというふうになりますけれども、それをベースにして、現行T A Cが今2万4,000トンですが、そこに2,000トン増加させて2万6,000トンにいたしたいと考えているところでございます。

先ほどの資料2 - 1の総括表で見ますと、これに伴いまして、沖合底びき網漁業の総量につきましても、現行の13万トンに2,000トン載せて13万2,000トン、それから、スケトウダラの総枠につきましても、現行の21万9,000トンに2,000トン載せて22万1,000トンに変更するということになります。

続きまして、2点目のズワイガニについて御説明させていただきます。ズワイガニの日本海の海域におけます19年T A Cの留保枠からの追加配分ということでございます。資料2 - 1の配分総括表とあわせまして、資料2 - 1の4ページ目に日本地図が載っておりますけれども、その図をあわせてごらんいただきたいと思います。

今回、日本海西部（A海域）と日本海北部（B海域）につきまして、関係漁業者間の合意に基づきまして、今漁期の漁獲状況を踏まえて、当初7%の留保枠というものを設定しておりますけれども、それを大臣管理漁業と知事管理漁業に振り分けるものでございます。

ちなみに、19年のズワイガニのT A Cの枠は、19年7月から20年6月までが管理の対象期間になっているわけでございますけれども、例年、この時期にこういう改定の措置をいたしているものでございます。

まず A 海域につきましては、2 月 7 日に関係者の協議会を開催いたしまして、大臣管理分と知事管理のうちの富山県と石川県に追加するということが了承されております。これに伴いまして、今回、T A C 配分量の変更を行うものでございます。具体的には、A 海域の T A C の 7 % の留保枠 392 トンがございすけれども、当初枠に対する今後の消化が 90 % 以上と見込まれまして、追加要望がございす富山県に 5 トンを追加して 41 トン、それから、石川県に 50 トン追加しまして 447 トン。これは、この資料の 2 ページのところに県別の配分が載っておりますので、ズワイガニの欄で矢印がついたところをごらんいただければいいかと思ひます。そして、残る 337 トンを大臣管理漁業でございす沖合底びき網漁業に追加するということで、沖合底びき網につきましては、現在の 4,243 トンを 4,580 トンにするものでございす。

それから、日本海北部の B 海域でございすけれども、これも図のほうを見ていただければいいかと思ひますが、留保枠が 7 % ということで 21 トンございす。今回、大臣管理漁業からの追加要望はございせんでした。大臣管理漁業につきましては、現在の T A C で十分ということでございしました。一方、知事管理漁業につきましては、山形県から、今漁期の漁獲は順調で、過去 3 年の最大漁獲量程度が見込まれるということで 8 トンの追加要望がございまして、関係者によりまして、書面によって協議した結果、これが了承されたということで、要望どおりの 8 トンを追加しまして、山形県については 32 トンに変更するということでございす。

これを含めまして、各県の変更の量につきましては、今の資料の 2 ページ目の表をごらんいただきたいと思ひます。

それから 3 点目、19 年のマサバ及びゴマサバの知事管理漁業における T A C の留保枠からの追加配分についてということす。これについて御説明させていただきます。資料 2 - 3 のグラフをごらんいただきたいと思ひます。

サバ類につきましては、T A C の管理期間は、現行が平成 19 年 7 月から 20 年 6 月までというふうになっているわけでございす。そして、今回は鹿児島県からの追加配分の要望がございしました。鹿児島県におけます今漁期の漁獲状況、グラフの一番上にございす鹿児島県の部分ですけれども、このうちのグラフの赤線を見ていただきたいと思ひます。漁期前半につきましては、ウルメイワシの豊漁などによりまして、サバ類を目的とした操業が少なかったということで、サバ類の漁獲は近年の中では多くない状況で推移しておりすけれども、サバ類を主体とする操業に移行しまして 1 月以降、好調に推移しているとい

うことでございます。また、鹿児島県ではゴマサバの漁獲が中心になっておりますけれども、ゴマサバの東シナ海系群につきましては、高位水準で増加傾向にあるというふうにされておまして、今後については、好調であった平成17年及び18年漁期と同水準の漁獲が見込まれているということでございます。

これらを勘案いたしまして、資料2 - 1の2ページでございますとおり、鹿児島県について現行の1万1,000トンに対しまして、調整枠として留保している中から2,000トンを追加配分しまして、1万3,000トンに改定いたしたいと考えております。

この調整枠から追加配分する場合につきましては、基本計画におきまして、この漁期の最終的な採捕量が、当初配分数量でございます基礎とする数量以内におさまることを目安に運用するというふうにされているところでございます。今漁期の状況につきましては、数量で配分している県のうち、鹿児島県を除きます8県につきましては、合計で13万3,000トン配分されているんですけども、漁期前半の採捕量は3万7,000トンにとどまっているということで、これについては、漁場形成の関係あるいはサバ以外の魚種をねらっていたということも聞いておりますが、最近2年の平均をかなり下回っているところでございます。今月後半に、過去2年平均程度の漁獲があったといたしましても、まだ相当の枠の余裕が見込まれるということで、今回、鹿児島県にこの2,000トンを追加配分しても、知事管理漁業への当初配分数量の全体の数量にはおさまるというふうに考えている次第でございます。

諮問第137号に係る説明は、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

3点あったと思いますが、またがり資源でありますオホーツク海南部スケトウダラの期中改定ですね。それから、2点目がズワイガニの留保枠の追加配分、3点目がサバ類の留分の追加配分ということですが、まず、第1点目のオホーツク海南部のスケトウダラの期中改定につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、第2点目のズワイガニの留保枠の配分については、御意見いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、3点目のサバ類の留保枠の配分ですが、これにつきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

特段なければ、諮問第137号につきましては、原案どおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第138号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます
流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

櫻本分科会長 次に、諮問第138号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について」、説明願います。

成子遠洋課長 遠洋課長でございます。

それでは、お手元の資料3に基づきまして、中型さけ・ます流し網漁業の公示につきまして御説明を差し上げたいと存じます。

それでは、まず諮問文を朗読させていただきます。

19水管第2292号

平成20年3月7日

水産政策審議会

会長 山内 皓平殿

農林水産大臣 若林 正俊

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業
（太平洋の海域）の公示について（諮問第138号）

太平洋の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成20年5月1日から平成21年4月30日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1枚おめくりをいただきますと、説明文をつけておりますので御説明を差し上げたいと存じます。

御案内のとおり、サケ・マス漁業は、この春に行われますロシアとの交渉に基づきまして操業条件が定められております。

まず許可隻数でございますが、昨年の公示隻数は57隻ございました。しかしながら、実際の許認可隻数、申請がございましたものが55隻ございましたので、今回は55隻といたしたいということでございます。

それ以外の操業条件については、特に変更はございません。

また申請期間のほうでございますが、通常の大員許可漁業につきましては、申請期間は約3カ月を想定いたしております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、交渉が春から始まりまして、その後の操業が5月から始まる。そういった操業実態との絡みもございまして、例年にならしまして、この3カ月よりも短い申請期間にさせていただきたいと考えております。具体的に申し上げますと、公示の日から4月23日までということで考えておる次第でございます。

以上でございます。

櫻本分科会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問第138号については、原案どおりということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第139号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網
漁業の公示について

櫻本分科会長 続きまして、諮問第139号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について」、説明をお願いします。

成子遠洋課長 それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

まずは、諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 山内 皓平殿

農林水産大臣 若林 正俊

漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示に
ついて（諮問第139号）

当該漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第1項の規定に基づき
公示するとともに、当該公示にかかる許可の有効期間を当該許可の日から平成21年7
月31日までと定めたいので、同条第3項、第58条の2第6項及び第60条第3項の規定
に基づき、貴審議会の意見を求める。

1枚めくっていただきますと、説明文をつけさせていただいております。

まず変更点でございます。2.のところの「許可又は起業の認可を行う隻数」でござい
ますが、平成19年は公示隻数52隻といたしましたが、実際の申請数は50隻でございました。
したがって、この実績を踏まえまして、平成20年の公示隻数については50隻といたし
たいということでございます。

遠洋底びき網漁業につきます御説明は、以上でございます。

櫻本分科会長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、諮問第139号につきましては、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、そのように決定します。

諮問第140号 平成20年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持
のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき
人工ふ化放流に関する計画について

櫻本分科会長 次に、諮問第140号の「平成20年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個

体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について、説明をお願いします。

田辺栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

それでは、資料5に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、諮問文につきまして朗読させていただきたいと思います。

19水推第818号

平成20年3月7日

水産政策審議会

会長 山内 皓平殿

農林水産大臣 若林 正俊

平成20年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために
独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する
計画について（諮問第140号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

説明でございますけれども、1枚目の裏でございます。この計画案でございますけれども、水産資源保護法に基づきまして、農林水産大臣が、さけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが行います人工ふ化放流を実施すべき河川及び放流数を定めるものでございます。

具体的な計画の内容が3ページでございます。さけにつきましては1億2,900万尾、からふとますにつきましては720万尾、さくらますにつきましては270万尾、べにざけにつきましては15万尾、合わせて1億3,905万尾という放流の計画でございます。この放流する河川及び放流数ともに、19年度と同じ規模で実施するという内容でございます。

諮問の中身につきましては以上でございますけれども、参考といたしまして次の4ページでございます。さけ・ますのふ化放流につきましては、水産総合研究センターが行っておりますふ化放流以外に、民間の団体でやっておられるふ化放流がございますので、これ

もあわせました全体計画を集計したものが、こちらにお示しした資料でございます。

下から3行目に全国計がございますけれども、総計で約19億5,000万尾ということで、おおむね19年度と同程度の計画がなされているということでございます。

以上でございます。

櫻本分科会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、諮問第140号につきましては、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 それでは、そのように決定いたします。

(報告事項)

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

櫻本分科会長 次に、報告事項に入ります。「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、報告をお願いします。

内海資源管理推進室長 資源管理推進室長の内海でございます。私のほうからは、報告事項の第1としまして、第1種特定海洋生物資源の採捕数量について報告をさせていただきます。

前回、2月の資源管理分科会でも説明をいたしましたとおり、1月から12月までの歴年でTAC管理をしております魚種については、この3月の資源管理分科会で採捕数量等を御報告しております。今回も資料を作成しましたので、資料6をごらんいただきたいと思います。

TAC対象魚種のうち、1月から12月までの暦年管理をしております魚種、これはサンマ、マアジ、マイワシ、スルメイカの4種類になっております。これらの数量をまとめておりますが、あらかじめお断りしておきたいのですが、本日の分科会の日程との関係で、数値は、一応2月10日までの報告でまとめております。

最終の確定数字については、これとあわせて外国漁船の採捕数量がこれに載ります。今後、ホームページ上で公表します最終数字は、これと若干異なる可能性はありますが、過去の例からいっても、これと1,000トンの単位が若干変わるという程度ですので、おおむねの状況は変わることはないと考えております。

魚種別で、まずサンマですが、TAC 39万6,000トンに対しまして、採捕数量が29万

5,000トン、消化率が74%となっております。このうち大臣管理分につきましては、前回御報告しましたように、T A Cが30万トン、これに対して採捕数量が26万9,000トン、約27万トンということになっております。

それから、マアジにつきましては、T A C 32万トンに対しまして、採捕数量15万3,000トン、消化率48%となっております。

それから、マイワシにつきましては、T A C 6万トンに対しまして、採捕数量が7万1,000トン、消化率が119%となっております。前回の分科会において御説明しましたとおり、T A C 数量を採捕量が、今回の締めで約1万1,000トン超過しております。これは、すべて若干量として配分しております知事管理漁業、特にマイワシ以外のウルメイワシ等をねらった中小型のまき網漁業による混獲ですとか、それから、定置網への入網というものが進んだ結果生じたものであります。この点、今後の管理のあり方について検討している点については、前回説明のとおりであります。

スルメイカにつきましては、T A C 32万2,000トンに対しまして、採捕数量が22万9,000トン、消化率が71%となっております。

なお、スケトウダラ、サバ、ズワイガニにつきましては漁期途中の数字ということになります。

1枚めくっていただきまして、2ページ目は1ページ目の内訳ということで、大臣管理漁業の内訳、それから知事管理漁業のうち、数量配分のある県の数量をまとめております。

3枚目には、知事管理漁業全体の内訳というものを示しております。

以上でございます。

櫻本分科会長 ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について

櫻本分科会長 それでは、次の説明に移りたいと思います。「第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について」、御報告をお願いします。

内海資源管理推進室長 これについても御説明いたします。第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量ということになります。

第2種特定海洋生物資源とは、いわゆる漁獲努力可能量、これはT A Cと同様、英語の標記の頭文字をとって「T A E」、いわゆるタエと呼んでおりますけれども、この漁獲努力可能量の対象となる魚種のことです。これら魚種について設定されております漁獲努力可能量とその実績ということで報告をさせていただきます。

資料7をごらんください。T A Eの対象魚種は、現在ここにありますように9魚種ございます。これら魚種について、漁獲努力量を抑える必要のある漁業種類、期間、海域というものを定めて、これらのことに隻日数であらわした漁獲努力量の上限値を漁獲努力可能量ということで規定をしております。

資料の1ページ目は、平成19年におけます漁獲努力可能量（T A E）の設定隻日数と、その実績について魚種別に整理したものです。いずれも設定を行いました漁獲努力可能量の範囲内に努力量がおさまったという状況でございます。

2ページ目は、大臣管理漁業、知事管理漁業ごとに、これらの内訳を示したものであります。

3ページ目には、先ほど申し上げました設定されている海域、期間、魚種別、漁業種類別にそれを図示したものでありますので、また後ほど参考にさせていただければと思います。

第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量に関する報告は、以上でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か、御意見、御質問はございますでしょうか。

（その他）

櫻本分科会長 なければ、以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしました。この機会に、議事に関係なく、何か御意見等ございましたら賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

特段、ございませんでしょうか。

それでは、何か事務局のほうからございますでしょうか。

木實谷管理課長 次回の資源管理分科会につきましては、現時点では、具体的な案件というのは決まっておりますけれども、開催の必要が生じた場合には個別に日程調整をさせていただきますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

櫻本分科会長 次回の開催につきましては、決定いたしましたら、改めて御連絡すると

いうことでございますので、委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

閉 会

櫻本分科会長 それでは、以上をもちまして、本日の資源管理分科会は終了ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会

答 申 書

19水審第36号

平成20年3月7日

農林水産大臣

若林 正俊 殿

水産政策審議会

会 長 山 内 皓 平

平成20年3月7日に開催された水産政策審議会第36回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第137号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7
項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第138号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます
流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

諮問第139号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁
業の公示について

諮問第140号 平成20年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために
独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関
する計画について

